

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）において、地方議会に関連する手続について一括してオンライン化を可能とする規定及び指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、地方議会に関連する手続をオンラインで行う場合の具体的方法及び歳入等の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者が納入義務者から当該歳入等の納付を受ける方法を定める等所要の規定の整備を行うとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共工事に要する経費について前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定を削除することとするため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和3年総務省令第86号）を改正するもの。

2. 改正概要

住民から地方議会に対する請願書の提出、地方議会から国会に対する意見書の提出等の地方議会に関連する手続をオンラインで行う場合の具体的方法等を定める。

指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときの告示事項、歳入等の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者が納入義務者から当該歳入等の納付を受ける方法、その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でない歳入等を定める。

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共工事に要する経費について前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定を削除する。

3. 施行期日等

公布日：令和6年1月19日

施行期日：令和6年4月1日

○総務省令第二号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

総務大臣 松本 剛明

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、<u>総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）</u> 第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。	第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、<u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）</u> 第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号） 第二条第一項に規定する電子署名とする。
第十二条の二の三 地方自治法第二百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条から第十二条の二の九までにおいて同じ。）は、議会等（同法第二百五条の二に規定する議会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（同法第二百三十八条の二第二項に規定する電子計算機をいう。以下この条から第十二条の二の六までにおいて同じ。）と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	〔新設〕
第十二条の二の四 地方自治法第二百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。	〔新設〕
2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。	〔新設〕
第十二条の二の五 地方自治法第二百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	〔新設〕
第十二条の二の六 議会等は、地方自治法第二百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。	〔新設〕
第十二条の二の七 地方自治法第二百三十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。	〔新設〕
一 第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力	〔新設〕

二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出	〔新設〕
第十二条の二の八 地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行つた議会を確認するための措置を講じなければならない。	〔新設〕
第十二条の二の九 第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八条の二第二項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。	〔新設〕
第十二条の二の十 [略]	第十二条の二の三 [同上]
第十二条の二の十一 [略]	第十二条の二の四 [同上]
第十二条の二の十二 [略]	第十二条の二の五 [同上]
〔2 略〕 3 前二項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定について準用する。	〔新設〕 〔2 同上〕
第十二条の二の十三 [略]	第十二条の二の六 [同上]
〔2 略〕 3 前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。	〔2 同上〕 3 前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。
第十二条の二の十四 [略]	第十二条の二の七 [同上]
2 地方自治法第百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とする。	〔新設〕
第十二条の二の十五 [略]	第十二条の二の八 [同上]
2 前項の規定は、地方自治法第百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。	〔新設〕
第十二条の二の十六 [略]	第十二条の二の九 [同上]
〔一 略〕	〔一 同上〕
二 [略]	二 [同上]
イ 第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項	イ 第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項
〔ロ 略〕	〔ロ 同上〕
第十二条の二の十七 [略]	第十二条の二の十 [同上]
2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。	〔新設〕
第十二条の二の十八 [略]	第十二条の二の十一 [同上]
2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第百四十三条の二の三第一項の規	〔新設〕

定による指定の取消しをしたときについて準用する。

第十二条の二の十九 地方自治法第二百四十三条の二の四第二項（同法第二百四十三条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、同法第二百三十一条の二第一項の規定による証紙による収入の方法、同条第三項の規定による証券をもつてする方法及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引とする。

第十二条の二の二十 地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

第十二条の二の二十一 略

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十三条の二 地方自治法施行令第一百七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

4 地方自治法施行令第一百七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一・三 略〕

〔5・6 略〕

附 則

第三条 公共工事に関する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することとを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務

〔新設〕

〔新設〕

第十二条の二の十二 同上

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十三条の二 地方自治法施行令第一百七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

4 地方自治法施行令第一百七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一・三 同上〕

〔5・6 同上〕

附 則

第三条 公共工事に関する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することとを目的とする機械類の製造を除く。第三項において同じ。）において、当該工事の材料費、労

費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。） 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の 施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前 金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。 〔削る〕	務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限 る。） 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工 事の施工に要する費用（第三項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経 費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。 2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原 子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が 適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」と いう。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそ れ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については 、同項中「四割」とあるのは、「四割五分」とする。 3 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工 事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する 額として必要な経費について、前二項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合 は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。 〔一〕三 同上
報告書様式（第十二条の二の十関係） 〔略〕	報告書様式（第十二条の二の三関係） 〔同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第二条 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(障害者支援施設等に準ずる者の認定) 第五十二条 普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十三第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。 〔2・3 略〕 (新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定) 第五十三条 管理者は、令第二十一条の十三第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供(以下この条において「新商品の生産等」という。)により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。 〔一〕三 略〕 〔2〕6 略〕 (公金の徴収等の委託) 第五十三条の二 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十の規定は、法第三十三条の二において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。	(障害者支援施設等に準ずる者の認定) 第五十二条 普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十四第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。 〔2・3 同上〕 (新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定) 第五十三条 管理者は、令第二十一条の十四第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供(以下この条において「新商品の生産等」という。)により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。 〔一〕三 同上〕 〔2〕6 同上〕 〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件) 第十四条の二 地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 2 地方自治法施行規則第十二条の二の十一第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 この場合において、同項第一号中「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）の納付」と読み替えるものとする。 (合併特例区に係る指定納付受託者及び指定金事務取扱者の指定) 第十四条の三 地方自治法施行規則第十二条の二の十二第一項及び第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十二第一項及び第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。 2 地方自治法施行規則第十二条の二の十二第二項及び第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十二第二項中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項」とあるのは、「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項」と、同令第十二条の二の十二第二項及び第二項中「普通地方公共団体」と読み替えるものとする。 (合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の書面の交付等) 第十四条の四 地方自治法施行規則第十二条の二の十三の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十三第一項中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この条において」と、「により歳入等」とあるのは「により歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三項中「第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる」とあるのは「当該歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と読み替えるものとする。 (合併特例区に係る指定納付受託者及び指定金事務取扱者を指定した場合の告示) 第十四条の五 地方自治法施行規則第十二条の二の十四第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項について	(合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件) 第十四条の二 地方自治法施行規則第十二条の二の四第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 2 地方自治法施行規則第十二条の二の四第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 この場合において、同項第一号中「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）の納付」と読み替えるものとする。 (合併特例区に係る指定納付受託者の指定) 第十四条の三 地方自治法施行規則第十二条の二の五の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の五中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。 〔新設〕 (合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の書面の交付等) 第十四条の四 地方自治法施行規則第十二条の二の六の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）について準用する。この場合において、同令第十二条の二の六第一項中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この条において」と、「により歳入等」とあるのは「により歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三項中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「当該歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と読み替えるものとする。 (合併特例区に係る指定納付受託者を指定した場合の告示) 第十四条の五 地方自治法施行規則第十二条の二の七の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する

準用する。この場合において、同令第十二条の二の十四第一項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

2|| 地方自治法施行規則第十二条の二の十四第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十四第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者による届出）

第十四条の六 地方自治法施行規則第十二条の二の十五第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十五第一項中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の第三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

2|| 地方自治法施行規則第十二条の二の十五第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の第二第三項の規定により指定公金事務取扱者（法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の第二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときにについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十五第一項中「指定納付受託者」とあるのは「指定公金事務取扱者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の第二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

第十四条の七 地方自治法施行規則第十二条の二の十六の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十六中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の第三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者に対する報告の徴収）

第十四条の八 地方自治法施行規則第十二条の二の十七第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の規定により報告をさせる場合について準用する。この場合において、同令第十二条の二の七十第一項中「普通地方公共団体」とあるのは

る。この場合において、同令第十二条の二の七中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

〔新設〕

（合併特例区に係る指定納付受託者による届出）

第十四条の六 地方自治法施行規則第十二条の二の八の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の八中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の第三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

〔新設〕

第十四条の七 地方自治法施行規則第十二条の二の九の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の九中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の第三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

第十四条の七 地方自治法施行規則第十二条の二の九の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の九中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の第三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十四条の八 地方自治法施行規則第十二条の二の十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の規定により報告をさせる場合について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と

は「合併特例区」と、「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と読み替えるものとする。

2 地方自治法施行規則第十二条の二の十七第一項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の第二項の報告を求めるときにについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十七第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「指定納付受託者」とあるのは「指定公金事務取扱者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定の取消し）
第十四条の九 地方自治法施行規則第十二条の二の十八第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十八第一項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

2 地方自治法施行規則第十二条の二の十八第一項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十八第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「地方自治法第二百三十一条の二の七第一項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の三第一項」読み替えるものとする。

（合併特例区に係る納入義務者からの歳入の納付の方法）
第十四条の十 地方自治法施行規則第十二条の二の十九の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の四第二項の総務省令で定める方法について準用する。

（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等）

第十四条の十一 地方自治法施行規則第十二条の二の二十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の二の二十一の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二の第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の二の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る基準給与年額の算定方法）

第二十六条 地方自治法施行規則第十三条の二の第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条の四第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治

と、「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と読み替えるものとする。

〔新設〕

（合併特例区に係る指定納付受託者の指定の取消し）

第十四条の九 地方自治法施行規則第十二条の二の十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十一中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の二の十二の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二の第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の二の十二中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る基準給与年額の算定方法）

第二十六条 地方自治法施行規則第十三条の二の第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条の四第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施

法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【略】	【略】	【略】
第十三条の二第一項第一号	普通地方公共団体の長等の基準日 普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）	合併特例区の長等の基準日 合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
【略】	【略】	【略】

行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【同上】	【同上】	【同上】
第十三条の二第一項第一号	普通地方公共団体の長等の基準日 普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）	合併特例区の長等の基準日 合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
【同上】	【同上】	【同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
施行規則の一部改正）

第四条 地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和三年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(法第三条第一項の主務省令で定める保存) 第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四十七条において準用する場合を含む。第五条において同じ。)及び第二百四十三条の二の二第一項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二及び市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する場合を含む。第五条において同じ。)並びに地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二条の二の十三第三項(市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成十七年総務省令第四十三号)第十四条の四において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の保存とする。 (法第四条第一項の主務省令で定める作成) 第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項及び第二百四十三条の二の二第一項の規定に基づく書面の作成とする。	(法第三条第一項の主務省令で定める保存) 第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四十七条において準用する場合を含む。)及び地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二条の二の六第三項(市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成十七年総務省令第四十三号)第十四条の四において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の保存とする。 (法第四条第一項の主務省令で定める作成) 第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項(市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の作成とする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第四十一号）の施行の日からこの省令の施行の日の前日までの間に締結された契約に係る第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則附則第三条第二項に規定する経費については、第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。